



歯科医院様向資料

LION  
歯科用

# 歯垢染色剤 DENT. プラークテスター

赤紫の色素が歯垢(プラーク)をはっきり染め出すで、  
ブラッシングの動機付けや指導に  
高い効果を発揮します。

プラークテスターは、微生物やその産生物などで構成された歯垢に色素が付着し、歯牙表面に残った歯垢をはっきり染め出すことができます。



新色素

当社従来品に比べ、皮膚や衣類に誤って付着した場合に落としやすくなったので、より気軽にプラークチェックできます。

※裏面参照

DENT.  
リキッドプラークテスター 6ml手軽で  
便利な  
綿棒タイプ経済的な  
大サイズDENT.  
リキッドプラークテスター 50mlDENT.  
プラークテスター綿棒タイプ

集団指導などに、手軽で便利な綿棒タイプ

- 染色液を含浸させた綿棒をアルミパックから取り出し、そのまま使用できます。
- 使用後はパックに戻して処理することで、手指や衣服への色素付着を防ぎます。

# 使用方法

ブラッシングの  
チェックに

## リキッドタイプ

- ①綿球や綿棒に染色液を含ませ、歯の表面(特に歯頸部との境目、歯間部、舌側、咬合面など)に塗布します。

または、

コップに少量の水(約5ml)をとり、染色液3~5滴を加えた後、口に含んで広げます。



- ②少量の水を口に含み軽く口をすすぎます。



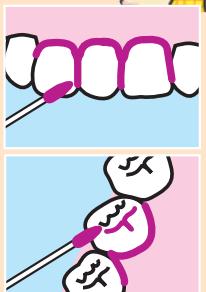
- ③赤紫に染まった部分が歯垢(ブラーク)です。その部位をしっかり確認してください。



## 綿棒タイプ

- ①アルミパックから染色液を含浸させた綿棒を取り出し、歯の表面(特に歯頸部との境目、歯間部、舌側、咬合面など)に塗布します。

※綿棒の取り出し方は下図をご覧ください。



- ④赤紫に染まった部分に歯ブラシの毛先を当てて、ていねいにブラッシングし、歯垢(ブラーク)を取り除きましょう。

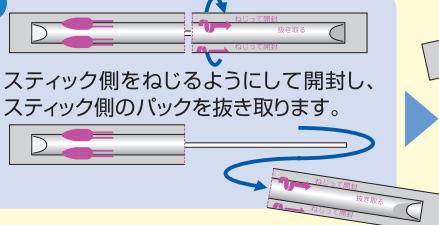


### DENT.ブラークテスター 綿棒タイプ (取り出し方)



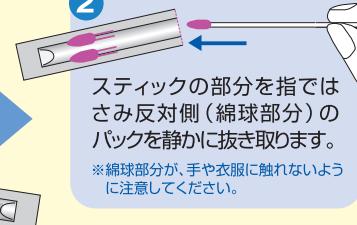
アルミパックの 表示側に染色剤を含浸させた綿球が入っています。

1



スティック側をねじるようにして開封し、スティック側のパックを抜き取ります。

2



スティックの部分を指ではさみ反対側(綿球部分)のパックを静かに抜き取ります。

※綿球部分が、手や衣服に触れないよう注意してください。

### 当社従来品と比べて、皮膚や衣類に誤って付着した場合に落としやすくなりました。

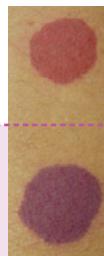
#### 1 皮膚洗浄テスト (当社データ)

染色剤 前腕内側滴下 → 3分放置後  
ふき取り → 流水洗浄3分 → 石けん洗浄(50ストローク)

当社従来品



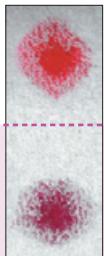
改良品



#### 2 綿布洗浄テスト (当社データ)

染色剤 締タオル滴下10分風乾 → 流水洗浄(3分) → 流水洗浄(5分)

当社従来品



改良品



## 使用上の注意

- 使用するときは衣服につかないよう、あらかじめタオルなどでカバーしてください。
- 衣服についた場合はすぐに水洗いし、衣料用漂白剤かドライクリーニングで落としてください。  
木綿やポリエステルの場合は、すぐに水洗いするか、洗剤+酸素系漂白剤で処理してください。  
羊毛やシルク、ナイロンの場合は、タンパク質や同様の化学組成を有しているため色素が付着しやすく、木綿などより落とすのが難しくなります。いずれの場合も繊維に対する浸透性や付着性が高いため、完全に落とすことは難しくなりますので、付着しないよう留意してください。

- 染色液が付着すると口腔粘膜や舌、口唇、皮膚等も染まります。  
この場合、すぐには落ちませんが半日から1日程度で徐々に落ちていきますので、染色部分を無理にこすったりしないでください。
- 発疹などの異常が現れたときは使用を中止し、医師に相談してください。
- 歯科医師、歯科衛生士の指導のもとにご使用ください。

## 仕様

商品名	容量・入り数	メーカー希望患者様向け価格/個
DENT.リキッド ブラークテスター	6ml	250円
	50ml	1,100円
DENT.ブラークテスター 綿棒タイプ	100本 (1本ずつアルミパック入り)	2,400円(100本)

※価格には消費税は含まれておりません。

## 染色液の成分

色 素: 食用赤色106号\*  
香味剤: 香料(ストロベリータイプ)、サッカリンナトリウム  
保存料: パラベン  
その他: 水、グリセリン、エタノール、ラウリル硫酸ナトリウム  
クエン酸ナトリウム、クエン酸

\*赤色106号(一般名:アシッドレッド) 日本では食品添加物として使用が認められており【「食品添加物公定書」(厚生労働省発行)に収載]、農水産加工品(でんぶ、福神漬、みそ漬、桜えび、ハム、ソーセージなど)、菓子(和洋菓子、焼菓子)などに広く用いられているほか、医薬品、医薬部外品、化粧品に使用が認められています。